

# 議 決 事 項

## 公告第1号

### 規則の一部改正

宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払規則の一部を改正する規則

#### (概要)

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府・厚生労働省令第9号）が令和6年6月1日から施行されたことに伴い、令和6年6月分（7月請求分）から、指定訪問看護事業者による電子情報処理組織を用いた費用の請求が開始された。

また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）の一部が令和6年4月1日から施行され、流行初期医療確保措置（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の9第1項に規定）が創設されたことに伴い、本会関係規則の一部を改正したものの。

宮城県国民健康保険団体連合会個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

#### (概要)

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）の一部を改正する規則及び「国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知。個情第521号・保発0312第5号）」の一部改正に伴い、本会該当規則の一部を改正したものの。

## 公告第2号

### 令和5年度各種会計歳入歳出補正予算

#### 令和5年度一般会計歳入歳出補正予算（第2号）

#### (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ967千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ288,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別

表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和5年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,608千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,796,916千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和5年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第4号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,602千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ815,345千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104,088千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和5年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,467千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,086,687千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別

表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和5年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92,041千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和5年度介護保険事業関係業務特別会計（公費負担医療等に関する報酬等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,200千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,501,868千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和5年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（障害介護給付費支払勘定）歳入歳出補正予算（第2号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ440,000千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,562,191千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和5年度職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算（第1号）

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,274千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90,282千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

## 令和6年度各種会計歳入歳出補正予算

### 令和6年度一般会計歳入歳出補正予算（第1号）

令和6年度宮城県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,719千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285,819千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

### 令和6年度診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和6年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,606千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,497,057千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

### 令和6年度介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和6年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,614千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ922,949千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別

表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和6年度障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和6年度宮城県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,317千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,116千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和6年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和6年度宮城県国民健康保険団体連合会后期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,797千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,007,643千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和6年度宮城県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計（業務勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,439千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84,118千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和6年度診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和6年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（診療報酬支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168,038,597千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和6年度診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和6年度宮城県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療費支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,418,968千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別表「歳入歳出予算補正」による。

---

令和6年度介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）

令和6年度宮城県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計（介護給付費等支払勘定）歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,715,927千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの補正する金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、別

表「歳入歳出予算補正」による。

---

公告第3号

## 令和5年度事業報告

### 第1 事業実施状況（重点項目）

- 1 国保制度の安定化に向けた取組の推進
  - (1) 「第2期宮城県国民健康保険運営方針」に沿った円滑な制度運用の推進
  - (2) 国保制度改善強化全国大会への参画
  - (3) 国保総合システムの更改に伴う費用に係る国庫補助獲得のための要請活動
- 2 医療費適正化対策の強化
  - (1) 審査業務の充実強化
  - (2) 国保診療報酬審査委員会の円滑な運営
  - (3) 保険者支援事業の推進
- 3 保険者事務共同処理事業の充実及び国保総合システムの管理・運用
  - (1) 国保総合システムを活用した業務の推進
  - (2) 保険者業務支援システムを利用した保険者支援の推進
  - (3) 国保情報集約システムを活用した業務の推進
  - (4) 国保総合システム及び国保情報集約システムのクラウド化に向けた対応
- 4 オンライン資格確認等システムの的確な管理・運用
  - (1) 国保情報集約システムから中間サーバーへの被保険者情報の連携
  - (2) 資格確認によるレセプトの保険者振替・分割処理
- 5 保健事業支援の推進
  - (1) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進
  - (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る支援
  - (3) 国保データベース（KDB）システム等のデータ活用支援
  - (4) 特定健診等データ管理システムの適正な運用
- 6 介護保険関係業務の推進
  - (1) 介護給付適正化対策事業における保険者支援の充実
  - (2) 介護サービスの相談・苦情に対する適切で迅速な対応
  - (3) ケアプランデータ連携システム運用開始に伴う業務への対応
  - (4) 次期介護保険審査支払等システム更改に伴う対応
- 7 障害者総合支援等関係業務の推進
  - (1) 障害福祉サービス等に係る給付費の円滑な審査支払の実施
  - (2) 次期障害者総合支援等システム更改に伴う対応
  - (3) 障害福祉サービスデータベースのデータ連携運用開始に伴う業務の実施

## 第2 会務運営に関する事業

### 1 会務運営等の具体的方針を決定するための諸会議の開催

- (1) 機関会議（通常総会、理事会、監事会、三役会議）
- (2) 調査研究（国保問題調査研究委員会、市町村国保主管課長・国保組合事務（局）長会議、介護保険調査研究委員会、市町村介護保険主管課長会議）
- (3) 会計監査関係（外部監査、監事会事前調査、定期検査）

### 2 中期経営計画

### 3 複式簿記財務諸表作成及び税務処理関係

- (1) 複式簿記財務諸表関係（複式簿記財務諸表の作成、検証及び分析並びに複式簿記の運用）
- (2) 税務処理関係（実費弁償方式判定に係る歳入歳出決算書及び事業報告書等の提出、消費税の確定申告及び消費税の納付、固定資産の納付及び固定資産税の申告、インボイス制度に基づいた会計処理 等）
- (3) 人材育成（会計に関する研修の受講）

### 4 関係機関主催の諸会議への参加

- (1) 国民健康保険中央会関係（国民健康保険中央会定期総会、全国事務局長会議、全国国保連合会総合調整会議 等）
- (2) 東北地方国保協議会関係（東北地方国保協議会定期総会、国保連合会運営研究協議会 等）
- (3) 宮城県関係（国民健康保険運営連携会議、国民健康保険運営連携会議財政部会、国民健康保険運営連携会議事務処理標準化部会、国民健康保険運営連携会議収納対策部会）

### 5 システム調達運用支援業務

### 6 業務継続計画（BCP）の取組

## 第3 事業振興に関する事業（国保制度長期安定化への対策を含む）

### 1 国保制度改善強化策

- (1) 国保制度改善強化全国大会への参画及び陳情事項の実行運動
  - (2) 宮城県国保運営協議会連絡会との連携
- ### 2 国保総合システムに係る国庫補助獲得のための要請活動
- ### 3 国民健康保険事業功労者表彰
- (1) 厚生労働大臣表彰
  - (2) 国民健康保険中央会表彰
  - (3) 宮城県国民健康保険団体連合会理事長表彰

## 第4 診療報酬審査支払等業務（医療費適正化対策の強化を含む）

### 1 国保、後期高齢者医療及び各種公費診療報酬納入支払業務

- (1) 保険者等からの納入
- (2) 保険医療機関等への支払
- (3) 債権譲渡への対応

### 2 審査業務の充実強化



- (1) 事務共助の充実強化及び事務審査の効率化
  - (2) コンピュータチェック及び審査基準の全国統一化の推進
  - (3) 審査情報の積極的活用による審査の質の向上
  - (4) 保険者レセプト点検事務支援事業
  - (5) 後期高齢者医療広域連合受託業務
  - (6) オンライン請求の推進
  - (7) 審査業務に関係する諸会議への参加
- 3 国保診療報酬審査委員会の円滑な運営
    - (1) 国保診療報酬審査委員会
    - (2) 全員協議会
    - (3) 再審査部会
    - (4) 審査専門部会
    - (5) 特別審査
  - 4 柔道整復施術療養費及び療養費等の適正な審査業務等
    - (1) 柔道整復施術療養費
    - (2) 療養費等業務
- 第5 保険者事務共同処理事業（電算、高額療養費、第三者行為求償事務、社会保険乳幼児、出産育児一時金、風しん対策事業、新型コロナウイルス対策事業）
- 1 国保総合システム等の円滑な運用
    - (1) 国保総合システムの活用
    - (2) 独自システムの活用
    - (3) 外付けシステム（保険者業務支援システム）の活用
    - (4) 国保総合システムのクラウド化に向けた対応
  - 2 国保情報集約システムの運用及び国保情報集約システムのクラウド化に向けた対応
    - (1) 国保情報集約システムの運用
    - (2) 国保担当職員研修会の開催
    - (3) 国保情報集約システムのクラウド化に向けた対応
  - 3 国保総合システム及び保険者電算業務の効率的支援  
(国保担当職員初任者研修会、保険者個別支援、国保共同電算処理事務担当職員研修会等)
- 4 第三者行為求償事務
    - (1) 第三者行為求償事務の受託（自動車事故・自転車事故・犬咬傷・食中毒・闘争等）
    - (2) 第三者行為求償事務の推進及び支援
    - (3) 第三者行為求償事務研修会
    - (4) 第三者行為求償事務個別相談
    - (5) 介護保険者への第三者行為求償突合リスト提供
    - (6) 国保情報集約システムへの第三者行為求償情報連携
    - (7) 国民健康保険中央会主催会議への参加
    - (8) 東北地方国保協議会主催会議への参加

- 5 社会保険乳幼児共同処理
  - (1) 社保乳幼児医療費請求書の受付業務
  - (2) 社保乳幼児医療費請求書の決定業務
  - (3) 社保乳幼児医療費請求書の支払業務
- 6 出産育児一時金等の直接支払
  - (1) 出産育児一時金等専用請求書の受付業務
  - (2) 出産育児一時金等専用請求書の決定業務
  - (3) 出産育児一時金等専用請求書の支払等業務
- 7 医療機関に係る返還金処理業務
- 8 情報セキュリティマネジメントシステム（I SMS）の維持管理
  - (1) 情報セキュリティ委員会の開催
  - (2) 情報セキュリティ教育実施
  - (3) 内部監査の実施
  - (4) 定期審査の実施
- 9 後期高齢者医療請求支払システムを活用した業務の推進
  - (1) 請求支払処理業務
  - (2) 審査決定処理業務
  - (3) 過誤調整及び再審査処理業務
  - (4) 国保総合システム及び広域電算システムとのデータ連携業務
- 10 風しん対策支払業務の推進
  - (1) 請求支払処理業務
  - (2) 過誤調整業務
- 11 新型コロナワクチン接種費請求支払業務
  - (1) 請求支払処理業務
  - (2) 過誤調整業務
- 12 オンライン資格確認等システムの運用に伴う対応
  - レセプトの適正な資格処理
  - 保険者への運用方法説明

## 第6 広報、啓発事業

- 1 広報誌「みやぎの国保」の発行
- 2 国保情報の提供
- 3 国保新聞購読助成
- 4 共同印刷、参考図書のある等
  - (1) 共同印刷、参考図書のある
  - (2) 資料提供
- 5 広報パンフレット及びポスター等の作製
  - (1) 私たちの国保作製
  - (2) 国保保険料（税）収納率向上対策広報事業
- 6 「国保だより」の発行

## 第7 保健事業

- 1 地域医療と保健対策事業の充実
  - (1) 宮城県国保診療施設協議会の運営
  - (2) 東北地方国保診療施設協議会への参画
  - (3) 全国国保診療施設協議会への参画
- 2 保健・医療・福祉に関する情報等の共有
  - (1) 健康増進事業の一層の活性化
  - (2) 関係機関主催の諸会議への参加
- 3 保険者保健事業との連携及び保険者支援事業の充実強化
  - (1) 国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の推進
  - (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る支援
  - (3) 糖尿病性腎症重症化予防に係る支援
  - (4) 特定健診受診率向上支援事業
  - (5) 国保データベース（KDB）システム等のデータ活用支援
  - (6) 国保データベース（KDB）システム等の機器更改対応
  - (7) 市町村保健事業支援事業
  - (8) 在宅保健活動者連絡協議会（けやきの会）関係
  - (9) 国保料（税）の適正な賦課及び収納率向上のための支援
- 4 その他、共同目的達成事業等
  - (1) 宮城県国保運営協議会連絡会の運営（監事会、委員会 等）
  - (2) 東北地方国保運営連絡協議会への参画（東北地方国保運営協議会代表者連絡協議会）
  - (3) 全国国保運営連絡協議会への参画（全国国保運営協議会会長等連絡協議会）
  - (4) 組織強化を目的とした交付金の交付

## 第8 特定健診・特定保健指導データ管理

特定健診等データ管理システムの適正な運用

- (1) システムの効率的な運用
- (2) システムに関する研修会の開催（特定健診等データ管理システム操作に係る保険者個別支援）
- (3) データ提供

## 第9 介護保険に関する事業

- 1 関係機関との連携に関する事業
  - (1) 保険者担当職員を対象とした説明会等の開催（介護保険担当職員研修会）
  - (2) 国民健康保険中央会等説明会の参加（介護保険システム担当者説明会等）
  - (3) 東北地方国保協議会関係（東北・北海道国保連合会介護保険業務連絡協議会）
  - (4) 保険者支援の充実・強化（保険者個別支援）
- 2 指定事業所等への適正な情報等の提供
  - (1) 県及び市町村主催事業所説明会の支援
  - (2) ホームページを活用した介護保険に関する情報等の共有

- 3 審査支払業務の円滑な運営
  - (1) 介護給付費等の審査支払業務
  - (2) 介護給付費審査委員会の運営（介護医療部会、介護審査部会）
  - (3) 介護給付費等の請求におけるインターネット請求の推進
  - (4) システムを活用した効率的な業務の運用
- 4 保険者事務共同処理の実施
- 5 介護給付適正化対策事業に係る保険者支援の充実
  - (1) 関係機関との連携
  - (2) 国及び県との連携による事業の推進
  - (3) 縦覧点検及び医療情報との突合処理の推進
  - (4) 適正化関連帳票の精査
- 6 年金特別徴収経由機関事務等及び要介護認定等情報経由事務の円滑な運用
  - (1) 年金特別徴収経由機関事務
  - (2) 介護保険補足給付情報経由機関事務
  - (3) 年金生活者支援給付金経由機関事務
  - (4) 要介護認定等情報経由事務
- 7 苦情処理に関する事業
  - (1) 介護サービス苦情処理委員会の円滑な運営
  - (2) システムを活用した効率的な業務の運用
  - (3) 関係機関との連携
  - (4) 介護サービスの質の向上に関する事業の実施（介護サービスの質の向上に関する市町村担当者、事業所管理者等研修会）
  - (5) 介護サービスワンランクアップ事業の実施
  - (6) 職員の資質向上のための研修会等への参加（東京都国保連合会介護サービス事業者支援研修等）
- 8 高額医療・高額介護合算事務の円滑な実施
  - (1) 年次処理（仮算定処理）
  - (2) 月次処理（本算定処理）
- 9 ケアプランデータ連携システム運用開始に伴う業務の実施
  - (1) システム運用関連業務の実施
  - (2) 独自システムの改修
- 10 次期介護保険審査支払等システム更改に伴う対応

## 第10 障害者総合支援に関する事業

- 1 関係機関との連携に関する事業
  - (1) 市町村担当職員を対象とした説明会の開催（障害福祉サービス費等給付担当者説明会）
  - (2) 国民健康保険中央会等主催説明会への参加（障害者総合支援等審査支払事務初任者研修等）
  - (3) 東北地方国保協議会関係（東北・北海道国保連合会介護保険業務連絡協議会）
  - (4) 市町村支援の充実・強化（市町村個別支援）
- 2 指定事業者等への適正な情報等の提供
  - (1) 県及び仙台市が主催する事業者説明会への参加

- (2) ホームページを活用した障害者総合支援等に関する情報等の共有
- 3 審査支払業務の円滑な実施
  - (1) 障害福祉サービス費等の審査支払業務
  - (2) システムを活用した効率的な業務の運用
- 4 市町村等事務共同処理の実施
- 5 次期障害者総合支援等システム更改に伴う対応
- 6 障害福祉サービスデータベースのデータ連携運用開始に伴う業務の実施

第11 保険者協議会

- 1 保険者協議会の各種会議の開催(保険者協議会、幹事会等)
- 2 特定健診等集合契約代表者会議の開催
- 3 特定健診・保健指導実践者育成研修等の開催

---

公告第4号

令和5年度各種会計歳入歳出決算

令和5年度各種会計歳入歳出決算について

(令和5年度各種会計決算状況のとおり)

---

財産目録

(別表のとおり)

債務負担行為の設定について

債務負担行為の設定

宮城県国民健康保険団体連合会財務規則（平成11年規則第2号）第15条の6の規定に基づき、次のとおり債務負担行為を設定する。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内容		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源		一般財 源
						国・県支 出金	その 他	
1 介護保険審査支払等システム運用業務について令和9年度までに79,200千円を限度として支払うものとする。	千円 79,200		千円	令和6年度 ～ 令和9年度	千円 79,200	千円	千円	千円 79,200